

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度 (平成31年度修正)
計画主体	延岡市

## 延岡市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 延岡市農林水産部農林畜産課  
所在地 宮崎県延岡市東本小路2番地1  
電話番号 0982-22-7018  
FAX番号 0982-21-6204  
メールアドレス nourin@city.nobeoka.miyazaki.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、アライグマ、カワウ、トビ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	延岡市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成27年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	イネ	3.00ha	1,434千円
	飼料作物	5.55ha	4,470千円
	野菜	3.90ha	1,156千円
	計	12.45ha	7,060千円
シカ	イネ	3.00ha	1,434千円
	飼料作物	4.75ha	3,870千円
	野菜	9.00ha	5,380千円
	計	16.75ha	10,684千円
サル	イネ	1.60ha	1,160千円
	飼料作物	1.40ha	1,350千円
	野菜	6.60ha	4,900千円
	果樹	0.80ha	400千円
	計	10.40ha	7,810千円
アナグマ	野菜	1.00ha	320千円
アライグマ			
カワウ	アユ等		19,920千円
トビ	イワシ等		2,400千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	イノシシについては、本市全域において広く生息している。被害については、主に入熟期のイネやイモ・タケノコ等の農林作物への被害のほか、畦や道路の掘り起こし等、生活被害も問題となっている。
------	---

シ カ	<p>県の調査（第2期宮崎県第二種特定鳥獣管理計画）によると本市の約8割を占める五ヶ瀬川北部地域では生息密度が21.7頭/km<sup>2</sup>となっており、有害捕獲活動の成果もあり減少傾向にある。</p> <p>被害については、主に植え付け直後のイネや飼料作物、スギ・ヒノキ等の造林木の食害や角擦りによる剥皮害があり、年間を通じて発生している。また、以前は被害のなかった地域での報告もあがっており、被害範囲は広がっている。</p>
サ ル	<p>本地域のサルの群れは、北浦町、北川町を中心とした北東部に多く生息しており、その群数は約19群、750頭～960頭と推測されている（第2期宮崎県第二種特定鳥獣管理計画）。</p> <p>被害については、野菜や果樹、シイタケへの被害が急激に増加しているほか、家屋への侵入や市街地への出没等、生活被害も問題となっている。</p>
ア ナ グ マ	<p>アナグマについては、本市全域において広く生息している。</p> <p>被害については、春～秋期においてスイートコーン等の野菜を中心に報告されている。</p>
ア ラ イ グ マ	<p>H28年2月に北川町でアライグマが捕獲された事により、本地域において、初めてその生息が確認された。</p> <p>以前より、地域住民からの目撃情報や爪痕等の痕跡がみられており、捕獲個体以外にもアライグマが生息している可能性は非常に高いと考えられる。現在は農林作物等への被害報告はあがっていないが、今後の被害を未然に防ぐためにも、効果的な初動対策を講じる必要がある。</p>
カ ワ ウ	<p>近年、全国的に生息域が拡大しており、本市においても他地区からの流入があると推測されている。本市の重要な資源であるアユの食害については、溯上期と産卵期に被害が大きい。</p>
ト ビ	<p>トビについては、本市全域において広く生息している。</p> <p>被害については、水揚げや出荷・搬送中の水産物に対する食害が深刻な問題となっている。</p> <p>また、水産物への被害のみならず、出荷作業員に向けて降下する事例も発生するなど、人的被害の危険性も増している。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成27年度)		目標値 (平成31年度)	
	面積	金額	面積	金額
イノシシ	12.45ha	7,060千円	8.71ha	4,942千円
シカ	16.75ha	10,684千円	11.72ha	7,478千円
サル	10.40ha	7,810千円	7.28ha	5,467千円
アナグマ	1.00ha	320千円	0.70ha	224千円
アライグマ				
カワウ		19,920千円		13,944千円
トビ		2,400千円		1,680千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等 に関する 取組	<p>イノシシに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して休日を中心とした銃器による捕獲と、有害捕獲用に導入した箱わなにより捕獲を実施している。</p> <p>また、捕獲獣は焼却や埋設のほか食肉として利用している。</p>	<p>猟友会員の高齢化と常勤者の増加で、土日等休日以外の捕獲活動が難しい。</p>
	<p>シカに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して休日を中心に捕獲活動を実施している。</p> <p>また、捕獲獣は焼却や埋設のほか食肉として利用している。</p>	<p>猟友会員の高齢化と常勤者の増加で、土日等休日以外の捕獲活動が難しい。</p>
	<p>サルに関しては、延岡地区猟友会の協力のもと野生猿特別捕獲班を編成し、捕獲を実施しているほか、大型囲いわなの導入により、群れ単位での捕獲を推進している。</p> <p>また、捕獲獣は殺処分の上焼却や埋設の処置をしている。</p>	<p>猟友会員全てが好んでサルを捕獲する訳ではないので、特別捕獲班の編成に課題が残る。</p> <p>また、集落の近辺では銃器の使用が制限されるので、捕獲が進まない。</p>

	<p>アナグマに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して、被害農地周辺で箱わなによる捕獲を行っている。</p> <p>また、捕獲獣は殺処分のうえ焼却や埋設の処置をしている。</p>	<p>被害の相談はあるが、箱わなに限りがあり、対応しきれていない。</p>
	<p>アライグマに関しては、地域住民からの目撃情報や痕跡調査等を基に、現地確認やセンサーカメラ等による生息状況調査を実施している。</p>	<p>地域住民からの目撃情報の中には、アナグマやタヌキ等、他の小動物と混在している事例がみられる。</p>
	<p>カワウに関しては、猟友会各支部の協力のもと、有害鳥獣捕獲班を編成して銃器による捕獲や追い払いを実施している。</p>	<p>銃器の使用できる場所が限定されるので、捕獲活動が難しい。</p> <p>また、より効率的な駆除・忌避を行うために、カワウの生態を詳しく分析する必要がある。</p>
	<p>トビに関しては、銃器による捕獲活動、爆音機を用いた追い払いを実施している。</p>	<p>爆音機に対する慣れがみられ、追い払い効果が薄くなってきている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>シカ対策として、ネット柵、イノシシ・シカ対策として、ワイヤメッシュ柵、金網柵、電気柵、サル対策として電気柵を集落単位で設置し、被害防止対策を行っているほか、緩衝帯設置を行い、野生鳥獣が近づかない集落づくりを進めている。</p>	<p>電気柵については、定期的な下草の除去等が必要であるほか、その他の防護柵についても適正な管理が望まれる。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

イノシシ シカ	引き続き対象鳥獣、被害地域の実情に合わせて防護柵を導入する。 捕獲については追払いや山間部を中心に銃器を使用し、集落周辺においては箱わな、くくりわな等による捕獲を強化する。特に防護柵設置地区周辺においては防護柵による対象獣の誘導を行い、効果的な捕獲の推進を図る。
サル	サルに有効な防護柵が電気柵に限られるため、イノシシ・シカ対策と合わせて、ワイヤーメッシュ柵や金網柵との複合柵の導入を図る。 また、大型囲いわなによる群れ単位での捕獲の推進を図る。
アナグマ	被害農地周辺において、箱わなによる捕獲の推進を図る。
アライグマ	センサーカメラ等を活用した生息状況調査や農林作物等への被害調査を行う。 また、地域住民に対して、アライグマに関する正しい知識の周知・啓発を図る。
カワウ	生息分布状況や生態・漁業への被害調査を行う。
トビ	漁業への被害状況を適切にとらえ、銃器等による捕獲を行う。
共通	集落単位での対策が重要なことから、被害状況にあった研修会を開催し、住民の意識啓発と知識向上を図る。 また、被害が多い集落に対してはリーダー的人材の育成による集落独自の対策を推進するほか、集落自らが有害捕獲を行える体制づくりを図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

名称	役割、取組内容
有害鳥獣捕獲班	地元猟友会の推薦により編成。 イノシシ、シカ、サル等有害鳥獣捕獲を行う。
鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員	市長の任命により、市職員及び民間より編成。 イノシシ、シカ、サル等有害鳥獣捕獲のほか、集落ぐるみの捕獲活動の推進や捕獲従事者育成を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保
30年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保
31年度	イノシシ シカ サル アナグマ アライグマ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
鳥獣種	捕獲実績		捕獲計画頭数根拠
	年度	頭羽数	
イノシシ	25～27	約6,000頭	近年の平均捕獲頭数
シカ	25～27	約8,200頭	近年の平均捕獲頭数
サル	25～27	約300頭	近年の平均捕獲頭数の1割増
アナグマ	—	—	1頭/月捕獲
アライグマ	27	1頭	生息が確認されれば捕獲を行う
カワウ	26～27	56羽	近年の平均捕獲羽数
トビ	27	86羽	27年度並み

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
シカ	2,700頭	2,700頭	2,700頭
サル	110頭	110頭	110頭
アナグマ	12頭	12頭	12頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カワウ	30羽	30羽	30羽
トビ	80羽	80羽	80羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
イノシシ シカ	<p>生息区域が市内全域に分布しており、被害についても一年を通じて発生している事から、全地区において、年間を通して捕獲体制を強化する。</p> <p>銃器については追払いや山間部を中心に使用し、集落周辺においては箱わな、くくりわな等による捕獲を強化する。特に防護柵設置地区周辺においては防護柵による対象獣の誘導を行い、効果的な捕獲の推進を図る。</p>
サル	<p>山から餌となる植物が無くなる時期を中心として大型囲いわなによる群れ単位での捕獲を推進する。</p> <p>銃器についても追払いや山間部での捕獲に使用する。</p>
アナグマ	<p>特に被害が集中する春～秋期を中心に被害農地周辺において、箱わなによる捕獲を行う。</p>
アライグマ	<p>目撃情報や生息の疑いのある地域においてセンサーカメラによる監視とともに、箱わなによる捕獲を行い、捕獲個体の雌雄や体長の記録等、生息状況調査と一体となって取り組む。</p>
カワウ	<p>捕獲日を決め、銃器による捕獲を年に数回継続実施する。</p>



トビ	捕獲日を決め、銃器による捕獲を年に数回継続実施する。
----	----------------------------

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
シカ	ネット柵 2,000m	ネット柵 2,000m	ネット柵 2,000m
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 金網柵 2,000m 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 金網柵 2,000m 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m 金網柵 2,000m 電気柵 2,000m
イノシシ シカ サル		複合柵 5,000m	複合柵 5,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ	追上げ・追払い活動、侵入防止柵等の整備・管理、放任果樹の除去、緩衝帯の設置 また、鳥獣被害対策マイスター研修への職員の派遣や、鳥獣被害マイスターを取得した職員による被害地域の地元リーダーの育成。
30年度	シカ	
31年度	サル アナグマ アライグマ カワウ トビ	

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

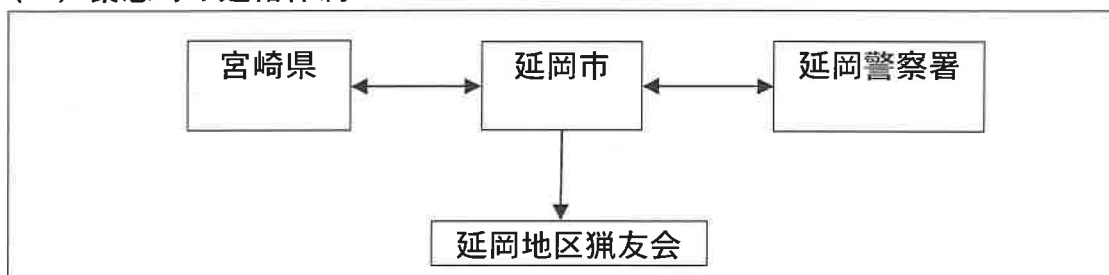
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県	指導、助言
延岡警察署	指導、助言、
延岡市	情報収集、関係機関への連絡
鳥獣被害対策実施隊	防護柵の設置・管理指導、集落指導
延岡地区猟友会	捕獲等の協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、食肉としての利活用
シカ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、食肉としての利活用
サル	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
アナグマ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
アライグマ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、研究機関での検査
カワウ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設
トビ	適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・シカの食肉としての利活用を推進するため、マツダコーポレーションが運営する処理加工施設に対し、関係機関で連携して支援を行い、2019年に年間処理計画頭数1,000頭を目指し、その後更なる処理頭数の拡大を図り、2021年には年間1,100頭を目標とする。

処理加工施設における解体後の処理残さは、肥料やペットフードとしての有効活用を検討する。また、「宮崎県野生鳥獣の衛生管理に関するガイドライン」に基づいた解体処理を行い、国産ジビエ認証を取得して、安心・安全なジビエの普及拡大を図る。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	延岡市野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
延岡市	被害防止活動の支援
東臼杵農林振興局	被害防止技術支援、被害防止対策の検証
延岡農業協同組合	被害農家への指導・支援
延岡地区猟友会	捕獲体制の整備・協力
被害地区農業者	追上げ・追払い
漁業協同組合	生息調査、追払い等
延岡市ジビエ振興コンソーシアム	捕獲獣の利活用
(株)マツダコーポレーション	広域捕獲体制の整備・協力

協議会の名称	延岡市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
延岡市	被害防止活動の支援
延岡市農業委員会	被害状況の把握等
延岡農業協同組合	被害農家への指導・支援
延岡地区森林組合	被害林家への指導・支援
宮崎県北部農業共済組合	被害状況の把握等
延岡地区猟友会	捕獲体制の整備・協力
(株)マツダコーポレーション	広域捕獲体制の整備・協力

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

名称	延岡市鳥獣被害対策実施隊
設置年月日	平成24年3月28日
構成員	市職員
活動内容	防護柵の設置・管理指導 集落における被害防止対策の指導 捕獲活動

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシ シカ サル アナグマ	放任果樹や作物残さの除去に加え、住民が野生獣を見かけた場合には即座に追払いを行うなど集落を餌場と認識させない協力体制が必要である。
アライグマ カワウ	アライグマについては、本地域での繁殖が確認されておらず他県からの侵入の恐れがあること、カワウについては行動範囲が広範囲である事から、隣県を含め近隣市町との連携が必要である。
トビ	漁港区域での被害発生のため、各関係機関との協議・連携が必要である。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。